

議員提案説明

樫谷議員 議案第18号、年金記録問題について実効性ある対策を求める意見書案、それから、議案第19号、医療提供体制の拡充に関する意見書案について、大久保議員の賛同を得て提案させていただきます。趣旨説明については、本文を朗読して説明に代えさせていただきます。まず、議案第18号、年金記録問題について実効性ある対策を求める意見書案。年金記録問題は発覚から3年の月日が経ち、これまで様々な施策が実施されたにもかかわらず、今なお国民の安心、信頼の回復には至っておりません。前政権下では、ねんきん特別便やねんきん定期便が送付されましたが、その後の処理の遅れなどより、受給者の方に対する正しい年金額の支払いに時間がかかっています。また、本人の了解を得ていない厚生年金の保険料額の引き下げや加入期間の短縮といった、いわゆる消された年金記録問題についても早急な実態解明と被害者補償が必要です。よって本議会は国に対し、年金記録問題について、国民が適正な年金額をしっかりと受給できるよう、次の事項を含む政策の実施を強く要望いたします。1、2010年1月に発足した日本年金機構においても、厚生労働省と連携して年金記録問題に取り組むこと。2、全国に散在している手書きの台帳とコンピュータ記録とを照合し、コンピュータ記録を正確なものにすること。3、ご本人に保険料納付の証拠等がない場合や、不適正な事務処理等によって記録が変更された疑いのある場合には、ご本人の立場に立って記録を訂正すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。提出先といたしまして、衆議院議長横路孝弘殿、参議院議長江田五月殿、内閣総理大臣鳩山由紀夫殿、厚生労働大臣長妻昭殿、総務大臣原口一博殿、平成22年3月9日、徳島県海部郡牟岐町議会。続きまして、議案第19号、医療提供体制の拡充に関する意見書案。わが国において少子高齢化が進む中、国民皆保険を維持し、質の高い医療を安定的に提供していくことが将来にわたる大きな課題です。そうした中で、医師不足や地域病院の閉鎖といった各地で起こっている喫緊の問題を解消するために、国は医師や医療従事者の増員、勤務条件の改善を行うべきです。また、後期高齢者医療制度は高齢者を年齢で差別するものであるとともに、高齢化率の上昇等により保険料負担が増えること等の問題があることから、国民の納得と信頼が得られる新たな医療保険制度への移行が求められています。新たな制度に移行するまでの間は、医療費負担の軽減等をはかり、高齢者が安心して医療を受けられるように配慮することが重要です。よって本議会は政府に対し、医療崩壊を食い止め、医療制度をたて直すために、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望します。記といたしまして、1、医師の交代勤務制の促進、不払い残業の是正、当直を夜間勤務と位置づけることなど、病院勤務医の勤務条件を改善すること。2、医療従事者が子育てや介護をしながら勤務を継続、あ

るいは復職しやすいよう、病院内保育所の整備など仕事と家庭の両立支援を拡充すること。また、一時休業中、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること。3、将来的には先進国並みの人口当たり医師数を目指し、大学医学部の定員を大幅に増員すること。4、後期高齢者医療制度を廃止した後の医療制度について、当事者の意見を取り入れながら制度設計を行い、それまでの間は医療費負担の軽減等の措置を継続すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。提出先といたしまして、衆議院議員横路孝弘殿。参議院議員江田五月殿、内閣総理大臣鳩山由紀夫殿、財務大臣官直人殿、厚生労働大臣長妻昭殿、文部科学大臣川端達夫殿、総務大臣原口一博殿。平成22年3月9日、徳島県海部郡牟岐町議会、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、藤元議員、議案第20号、お願いします。

藤元議員 提案前に若干の文書の訂正がありますので、よろしくお願いします。2行目の政治と金、金が漢字になっておりますが、マスコミはカタカナを使っておりますので、その方が分かり易いと思いますので、金をカタカナに変えて下さい。それから、下の方の一方の当事者である経済同友会、日本経団連も企業、団体献金禁止の方針を固めたと報道されていますのところで、経済同友会は企業、団体献金の原則禁止、日本経団連は献金への関与を中止する方針を固めたと訂正して下さい。それでは、議案第20号、企業、団体献金の全面禁止を求める意見書案について、枅富議員の賛同を得て提案をさせていただきます。趣旨説明については本文を朗読して説明に代えさせていただきます。企業、団体献金の全面禁止を求める意見書案。企業、団体から政治家本人やその政治資金管理団体への違法献金が相次いで明らかになり、逮捕者がでています。これまでも、この政治とカネに係わる問題が度々発生し、その度に政治資金規正法の見直しが行われてきたところですが、まだまだ不十分であり、一層の規制強化が求められています。そもそも営利目的で活動する企業はもとより、労働組合や宗教団体などの団体が、政治家に献金するのは何らかの見返りを期待するからであり、そのことが政治腐敗の最大の温床になってきました。また、選挙権のない企業や団体の政治献金は、国民主権を定めた憲法との整合性にも問題があり、民主主義実現の阻害要因になっていると言っても過言ではありません。本来、政治活動に要する資金は、その党に属する党員の党費、支持者による個人献金、事業収入等で賄うべきものであります。清潔な政治を求める国民世論を背景に、一方の当事者である経済同友会は、企業、団体献金の原則禁止、日本経団連は献金への関与を中止す

る方針を固めたと報道されています。今こそ、清潔、公正な政治の実現、事件の再発防止のためにも政治資金規正法の見直しが必要です。よって本議会は、政府に対し下記の事項について強く要望します。記、1、政治資金規正法を見直し、企業、団体献金の全面禁止をすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。2010年3月9日、徳島県海部郡牟岐町議会、提出先といたしまして、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上、よろしくご審議お願いいたします。